

佐世保工業高等専門学校特例適用専攻科指導補助教員の審査に関する申合せ

(平成30年11月9日制定)

(趣旨)

第1条 この申合せは、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下「学位授与機構」という。）が定める学位規則第6条第1項の規定に基づく学士の学位の授与に係る特例に関する規則（以下「特例規則」という。）第11条第1項第3号に規定する「学修総まとめ科目の内容、成績評価の基準又は担当教員を変更しようとするとき」に係る変更の届出が見直されたことに伴い、指導補助教員の追加に係る審査に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審査基準)

第2条 指導補助教員の審査にあたっては、学位授与機構が定める学修総まとめ科目の基準等に関する細則第4条（学修総まとめ科目の指導体制）の規定によるもののほか、次の各号のいずれも満たすものとする。

- (1) 学会等（日本学術会議会則第36条に規定する日本学術会議協力学術研究団体をいう。）での口頭発表を毎年1件以上行い、今後も発表することが見込まれるもの。
- (2) 佐世保工業高等専門学校研究報告への2年間で1件以上の掲載若しくはそれが見込まれるもの、又は査読付き学術雑誌への5年間で1件以上の掲載若しくはそれが見込まれるもの。

(教育の実施状況等の審査との関係)

第3条 前条に定める審査基準については、学位授与機構が行う特例規則第12条に基づく教育の実施状況等の審査に適用されるものではなく、当該審査において認可されるために設けるものであるとともに、本校の特例適用専攻科における教育組織及び指導教員の配置の充実を図っていくためのものである。

(補則)

第4条 この申合せに定めるもののほか、指導補助教員の審査手続きに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この申合せは、平成30年11月9日から施行する。